

IOSCO による市中協議報告書「集団投資スキームの評価に係る原則」の 公表について

証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、「集団投資スキームの評価に係る原則」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」）を公表した。本報告書は、集団投資スキーム（Collective Investment Scheme、以下、「CIS」）の評価に係る規制及び業界の慣行の質を評価するために利用され得る原則を設定するものであり、投資家を公平に取り扱うことを確保するものである。

本報告書は、IOSCO が 1999 年に CIS の評価に係る原則を策定した後に生じた、規制・業界・市場の発展を考慮して、その原則をアップデートし、改訂するものである。本報告書はまた、IOSCO による報告書「ヘッジファンドのポートフォリオの評価に係る原則」において提唱されたいくつかの概念、例えば評価及び評価義務の独立性に関する方針の策定に責任を有する主体（以下、「責任主体」）といった概念を明確化している。

CIS の評価

CIS の資産評価のための包括的な方針及び手続きの実施は当該セクターを支える基本的な原則である。CIS が、即時に市場の相場を利用できない商品を含め、そのポートフォリオ中の全ての資産を適切に評価することは重要である。仮にポートフォリオ中の証券及び資産が誤って評価された場合には、投資家は CIS の持分の取得に対して不当に過大に払い込み、または償還時に過少の支払いを受け、同時に他の投資家にも悪影響が及び得ることから、CIS の評価は極めて重要である。

IOSCO は、提案した原則及び以下の特定の懸念に対するコメントを求める。

- これらの原則は、CIS の評価に関する規制上の問題に十分に対処しているか。
- 潜在的な利益相反に適切に対処しているか。この問題に関し、より厳格な原則は必要か。
- 特に、CIS の持分の取得及び償還に影響を与えるであろう基準価額に係る原則は、問題を十分にカバーしているか。
- 他に IOSCO が対処すべき分野はあるか。

CIS の評価に係る原則案

原則案は以下のとおりである。

1. 責任主体は、CIS が保有または運用する資産の評価を管理するための、包括的で文書化された方針及び手続きを策定すべきである。
2. その方針及び手続きは、CIS が保有または運用する各種の資産を評価するために利用される方法論を特定すべきである。
3. CIS による、評価の方針及び手続きは、利益相反へ対処し得るものを目指すべきである。
4. CIS が保有または運用する資産は、当該方針及び手続きに従い一貫性をもって評価されるべきである。
5. CIS は、プライシングの誤りを発見・防止し得る、適切な方針及び手続きを備えるべきである。CIS の投資家に重大な損害をもたらすプライシングの誤りは、即座に対処されるべきであり、投資家は完全な賠償を受けるべきである。
6. 責任主体は、継続的な適切性を確保すべく、評価の方針及び手続きを定期的にレビューすべきである。
7. 責任主体は、評価の方針及び手続きの効果的な実施を確保すべく、これら方針や手続きを定期的にレビューすべきである。
8. CIS の評価のプロセスは、最低でも年に 1 回は第三者によりレビューされるべきである。
9. 責任主体は、評価業務を行うよう任命された第三者に対して、任命当初に、そしてその後も定期的に、デュー・デリジェンスを実施するべきである。
10. 責任主体は、CIS のポートフォリオ中の資産を評価するための適切な枠組みが、CIS の募集時の書面において適切に投資家に開示されるか、またはその他の方法により投資家に明示されることを確保するよう努めるべきである。
11. CIS の持分の取得や償還は、過去の基準価額に影響されるべきではない。
12. CIS のポートフォリオは、CIS のユニットが取得または償還されたいかなる日においても評価されるべきである。
13. CIS の基準価額は、投資家に無償で提供されるべきである。

IOSCO 投資管理常設委員会は過去、1999 年に作成した報告書「CIS の評価及びプライシングへの規制上のアプローチ」において、CIS の評価を調査した。

この市中協議のコメントは、2012 年 5 月 18 日まで受け付ける。

(以上)